

# 令和8年度むつ市自主防災組織防災活動支援事業における防災物品等給付要綱

令和8年5月22日  
むつ市告示第160号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の積極的な防災活動を支援することを目的として、むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年むつ市条例第6号）第6条の規定に基づき、予算の範囲内において、自主防災組織に対し、地域における防災活動を円滑に行うために必要な物品等（以下「防災物品等」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象組織)

第2条 防災物品等の給付の対象となる自主防災組織は、市に自主防災組織結成届出書を提出し、受理された組織とする。

(給付の対象となる防災物品等及び限度額)

第3条 給付の対象となる防災物品等は、地域の防災力向上を目的として、自主防災組織が積極的かつ効果的な防災活動を実施するために必要であると市長が認めるものとする。

2 給付の対象となる防災物品等の価格の限度額は、1組織につき3万円とする。

(給付の申請)

第4条 防災物品等の給付を申請しようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、防災物品等給付申請書（様式第1号）に給付を希望する防災物品等の見積書を添付して市長に提出するものとする。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、防災物品等を給付することを決定したときは防災物品等給付決定通知書（様式第2号）により、防災物品等を給付しないことを決定したときは防災物品等不給付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(給付)

第6条 市長は、防災物品等を給付することを決定したときは、速やかに当該決定を受けた自主防災組織に対して防災物品等を給付するものとする。

(受領報告)

第7条 防災物品等の給付を受けた自主防災組織は、速やかに防災物品等受領報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(広報等への協力)

第8条 防災物品等の給付を受けた自主防災組織は、市が取材する防災活動の様子を広報紙、ホームページ等によって広報することを承諾したものとする。

(費用の求償)

第9条 市長は、防災物品等の給付を受けた自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該防災物品等の給付に要した費用の全部又は一部を求償することができる。

- (1) 給付を受けた防災物品等を市に無断で他の組織に譲渡したとき。
- (2) 給付を受けた防災物品等を故意に棄損したとき。
- (3) 組織を解散し、又は相当の期間にわたり活動を休止したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防災物品等の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。